

広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）に係る指定管理者候補者の選定について

広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）について、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 施設の概要

- 所在地
広島市東区福田町字藤ケ丸10173番地
- 設置目的
市民が森林に親しみ、憩い、自然を観察し、あわせて森林・林業に対する理解を深めるための場を提供することを目的とする。

2 募集の概要

- 募集期間
令和3年7月20日～令和3年9月30日
- 申請者 1団体
ひろしま遊学の森管理グループ（広島市中区大手町五丁目3番12号）
構成員
株式会社第一ビルサービス（広島市中区大手町五丁目3番12号）
みずえ緑地株式会社（広島市西区南観音八丁目2番32号）

3 経済観光局指定管理者指定審議会（森林公園審査部会）委員

役職	職名	氏名
会長	経済観光局長	津村 浩
副会長	経済観光局次長	白石 一行
委員	経済観光局農林水産部長	大原 秀朗
委員	広島県農林水産局森林保全課長	山崎 裕実
委員	社会保険労務士	前田 章湖
委員	広島工業大学工学部准教授	今川 朱美
委員	森林インストラクター	横田 登美子
委員	公認会計士	山田 紳太郎

4 審査の概要

- 審査の方式
経済観光局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。
審査は、書類及び面接により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。
- 評価基準
評価項目

評価項目
【1 利用者の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 森林公園と県緑化センターの両施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ② 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ③ 森林公園と県緑化センターの両施設の維持管理の内容が具体的なものになっているか。 ④ 自然体験活動等の事業の内容は森林公園と県緑化センターの両施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ⑤ 利用料金の設定（森林公園）等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市及び県が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。

<p>【4 森林公園と県緑化センターの両施設の有効活用による利用者の増加が図られること。】 〔評価のポイント〕 両施設の特徴を生かしつつ、両施設を連携させた新たな事業提案を行うなど、利用者の増加に向けた内容になっているか。</p>
<p>【5 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること（提案額が下限額を下回っている場合は、調査により業務が適正に履行されると認められること。）。</p>

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**ひろしま遊学の森管理グループ**を指定管理者候補者として選定した。

申請者	ひろしま遊学の森管理グループ
評価項目 1	適
評価項目 2	適
評価項目 3	適
評価項目 4	適
評価項目 5	適
◎ 指定管理料上限額 4億9,493万7千円 ◎ 指定管理料提案額 4億9,454万円	

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

6 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

参 考

＜指定管理者候補者となったひろしま遊学の森管理グループの加点減点項目の内訳＞

(A) 株式会社第一ビルサービス (B) みずえ緑地株式会社

加点減点項目		取組状況		
		(A)	(B)	
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率【法定雇用率（2.3%）】	4.63% (障害者の雇用義務有り)	3.08% (障害者の雇用義務無し)	
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 21 の取得	有 (ISO 14001)	有 (エコアクション 21)	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済 (策定義務有り)	策定済 (策定義務有り)	
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済 (策定義務有り)	未策定 (策定努力義務有り)	
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当	該当
		本店がなく支店がある場合	—	—
		その他事業所等がある場合	—	—
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当	
		5割以上で8割未満の場合	—	
2割以上で5割未満の場合		—		